

こ成母第 607 号
こ支障 228 号
こ支家第 528 号
社援保発 1017 第 2 号
社援女発 1017 第 1 号
障企発 1017 第 3 号
老高発 1017 第 2 号
老認発 1017 第 3 号
老老発 1017 第 2 号
令和 6 年 10 月 17 日

各関係団体の長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局障害児支援課長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局家庭福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局老人保健課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の公布に係る対応について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）」の全部を改正し、昭和23年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金等の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第70号。以下「法」という。）」が令和6年10月8日に成立し、本日公布されました。

政府として、旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、優生手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられたみなさまに対して、真摯に反省し、心から深くお詫び申し上げているところであり、今後、立法府の総意により制定していただいた法に基づき、制定されるに至った経緯や趣旨を十分に踏まえ、被害者の方に補償金等の支給が着実に行われるよう、必要な広報・周知を含め、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○ 今回の改正内容

法では、国会及び政府が、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに関し、日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め心から深く謝罪するとともに、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を強いられたことについても、心から深く謝罪しております。

その上で、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者等に補償金を支給すること、優生手術等を受けた本人で生存している方に一時金を支給すること及び人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方に一時金を支給することを規定しております。

この度、公布に際して、添付の法の公布に関する通知及び法の公布に係る対応に関する通知を各都道府県知事に発出いたしましたので、ご連絡いたします。

令和7年1月17日に施行を予定しており、施行後はこども家庭庁として、従来の旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方々に対する一時金の支給事務に加えて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給事務を行うこととなります。

法の施行に当たり、施行規則等の整備後、追って、詳細な協力依頼を発出する予定ですが、先んじて、貴会・貴団体におかれましても、添付の法の公布に係る自治体の対応につき、ご承知・ご理解いただきますとともに、今後ご協力をいただけますと幸いです。また、貴会・貴団体会員等にも周知して頂きますようよろしくお願いいたします。

<添付資料>

- 別添1：「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の公布について（自治体宛て通知）
- 別添2：「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の公布に係る対応について（自治体宛て協力依頼）
- 別添3：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律関係資料

（照会先）

こども家庭庁成育局母子保健課

電話：03-6862-0505

Mail：boshihoken.kikaku@cfa.go.jp

(別記)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会 会長 殿
公益財団法人日本知的障害者福祉協会 会長 殿
公益社団法人日本重症心身障害福祉協会 会長 殿
全国肢体不自由児施設運営協議会 会長 殿
一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長 殿
全国盲ろう難聴児施設協議会 会長 殿
社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会 会長 殿
社会福祉法人 日本肢体不自由児協会 会長 殿
日本肢体不自由児療護施設連絡協議会 会長 殿
独立行政法人国立病院機構 理事長 殿
一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会 会長 殿
社会福祉法人 全国救護施設協議会 会長 殿
全国地域生活支援ネットワーク 会長 殿
全国地域で暮らそうネットワーク 会長 殿
障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 会長 殿
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 会長 殿
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 会長 殿
一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長 殿
特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 会長 殿
一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事長 殿
社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会 会長 殿
特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク 代表理事 殿
全国就労移行支援事業所連絡協議会 会長 殿
特定非営利活動法人就労継続支援 A 型事業所全国協議会 理事長 殿
日本セルフセンター 会長 殿
公益社団法人全国障害者雇用事業所協会 会長 殿
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと) 理事長 殿
特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会(あみ) 代表 殿
一般社団法人日本 ALS 協会 会長 殿
認定特定非営利活動法人 DPI 日本会議 議長 殿
公益社団法人全国脊髄損傷者連合会 会長 殿
全国障害者介護保障協議会 会長 殿
社会福祉法人全国盲ろう者協会 理事長 殿

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 会長 殿
全国自立生活センター協議会 (JIL) 代表 殿
障害児・者相談支援事業全国連絡協議会 会長 殿
きょうされん 理事長 殿
一般社団法人日本自閉症協会 会長 殿
発達障害者支援センター全国連絡協議会 会長 殿
社団法人日本発達障害連盟 会長 殿
一般社団法人日本発達障害ネットワーク 会長 殿
全日本自閉症支援者協会 会長 殿
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 殿
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 会長 殿
一般社団法人 全国介護付きホーム協会 会長 殿
一般社団法人 高齢者住宅協会 会長 殿
特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会 会長 殿
一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会 会長 殿
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 会長 殿
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会 会長 殿
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会 会長 殿
全国グループホーム団体連合会 会長 殿
公益社団法人 全国老人保健施設協会 会長 殿
一般社団法人 日本慢性期医療協会 会長 殿
日本介護医療院協会 会長 殿
一般社団法人 シルバーサービス振興会 会長 殿
一般社団法人 日本介護支援専門員協会 会長 殿
公益社団法人 日本看護協会 会長 殿
公益財団法人 日本訪問看護財団 会長 殿
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 会長 殿
一般社団法人 全国デイ・ケア協会 会長 殿
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会 会長 殿
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会 会長 殿
一般社団法人 日本言語聴覚士協会 会長 殿
一般社団法人 日本作業療法士協会 会長 殿
公益社団法人 日本理学療法士協会 会長 殿
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会 会長 殿
公益財団法人全国老人クラブ連合会 会長 殿
日本在宅介護協会 会長 殿

「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会 会長 殿
全国介護事業者連盟 会長 殿
特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 会長 殿
一般社団法人全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会 会長 殿
社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉部 部長 殿
一般財団法人長寿社会開発センター 会長 殿
公益社団法人日本介護福祉士会 会長 殿
日本介護クラフトユニオン (NCCU) 会長 殿
認知症介護研究・研修東京センター センター長 殿
認知症介護研究・研修大府センター センター長 殿
認知症介護研究・研修仙台センター センター長 殿
一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ (JDWG) 会長 殿
公益社団法人認知症の人と家族の会 会長 殿
一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会 会長 殿
一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 会長 殿
一般社団法人 日本福祉用具供給協会 会長 殿
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 会長 殿
全国児童心理治療施設協議会 会長 殿
全国児童自立支援施設協議会 会長 殿
全国女性自立支援施設等連絡協議会 会長 殿
日本弁護士連合会 会長 殿